

脳卒中の医療体制

区分	発症予防	応急手当・病院前救護	急性期	回復期	維持期
目標	生活習慣の改善 異常の早期発見、早期受診	専門的な治療が可能な医療機関への発症後2時間以内の速やかな搬送	発症後3時間以内の専門的治療開始 廃用症候群や合併症の予防、セルフケアの早期自立のためのリハビリテーションの実施	身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションの実施 再発予防の治療や基礎疾患、危険因子の管理	生活機能の維持、向上のためのリハビリテーション 患者が生活の場で療養できるような医療サービスと介護サービスの連携支援
求められる役割	<p>高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患及び危険因子の治療、管理、啓発</p> <p>初期症状出現時における対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育、啓発</p> <p>初期症状出現時の早期受診についての助言、指導(早期発見 早期治療への協力)</p> <p>生活習慣病の予防のための保健指導(メタボリックシンドローム対応)</p> <p>健診等による危険因子の早期発見及び治療の勧奨</p> <p>健康づくり対策の推進</p> <p>脳卒中についての正しい知識の普及</p>	<p>初期症状出現時の早期受診についての助言、指導</p> <p>現場に居合わせた者による発症後、速やかな救急搬送要請</p> <p>救急救命士等による地域メディカルコントロール協議会の活動プロトコールに則した適切な観察、判断、処置</p> <p>急性期医療を担う医療機関への発症後2時間以内の搬送</p>	<p>【必要な役割】 脳卒中が疑われる患者に対する検査、専門的診療が可能</p> <p>呼吸管理、循環管理、栄養指導等の全身管理、及び合併症に対する診療が可能</p> <p>【望ましい役割】 適応のある脳梗塞の場合、発症後3時間以内にt-PAによる脳血栓溶解療法が実施可能</p> <p>外科的治療が必要と判断した場合に治療開始が可能</p> <p>ストロークケアチームあるいはICUまたはSCUを有すること</p> <p>リスク管理のもとに早期座位、立位、関節可動域訓練、摂食 嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能</p> <p>口腔機能、嚥下機能向上対策、早期活動度向上対策等による急性期からの廃用症候群や合併症の予防</p>	<p>【望ましい役割】 高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患及び危険因子の管理</p> <p>抗血小板療法、抗凝固療法等の内科的治療</p> <p>再発予防の外科的治療が可能な医療機関との連携</p> <p>抑うつ状態への対応</p> <p>機能障害の改善及び日常生活動作(ADL)の向上を目的とした理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の集中的実施</p> <p>合併症の予防と快復期リハビリテーションの推進、再発の防止</p> <p>維持期リハビリテーション機能の充実の支援</p>	<p>在宅療養の支援</p> <p>高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患及び危険因子の管理</p> <p>抑うつ状態への対応</p> <p>生活機能維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)の実施</p> <p>バリアフリー地域の拡大</p> <p>再発予防の指導</p> <p>急変時における連携体制の確保</p>
担い手	<p>【関係職種】 かかりつけ医 かかりつけ歯科医 脳卒中専門医 保険者、市町村 薬剤師 介護支援専門員 ヘルパー 介護老人保健施設</p> <p>【その他の関係団体】 青森県栄養士会(栄養ケア・ステーション) 日本脳卒中協会青森県支部</p>	<p>地域住民、家族 救急救命士等 かかりつけ医</p>	<p>【急性期に必要な役割】を満たす医療機関(調査)</p> <p>【必要な役割】 ・急性期のCT、MRIに対応が可能 ・脳神経外科への紹介が可能</p> <p>【望ましい役割】 ・t-PA治療による脳血栓溶解療法の実施が可能</p> <p>(再掲)地域連携診療計画による医療連携が可能な急性期医療機関</p>	<p>【回復期に必要な役割】を満たす医療機関(調査)</p> <p>【必要な役割】 ・回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関、あるいは、機能障害の改善及び日常生活動作の向上を目的とした脳卒中の理学療法あるいは作業療法あるいは言語聴覚療法等が実施可能な医療機関</p> <p>【望ましい役割】 ・抑うつ状態への対応が可能 ・地域連携バスがあること ・メディカルソーシャルワーカーがいること</p> <p>(再掲)地域連携診療計画による医療連携が可能な回復期医療機関</p>	<p>かかりつけ医 介護老人保健施設 介護保険によるリハビリテーションを行う医療機関 通所リハビリテーション等の通所サービス、訪問リハビリテーション、訪問看護等の訪問サービスを行う介護サービス事業所 地域包括支援センター 介護支援専門員 市町村</p> <p>(再掲)地域連携診療計画による医療連携が可能な維持期医療機関</p>